

## トルコ特許商標庁(TURKPATENT)と日本国特許庁(JPO)との間の 特許審査ハイウェイ試行プログラムに関する日本国特許庁への申請手続(仮訳)

出願人は、トルコ出願(第一部)または、PCT 成果物(第二部)を基礎として日トルコ間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムへの申請を行う際、出願人は本ガイドラインの「オンライン手続の場合の記入例」に示される PPH 申請様式を提出しなければなりません。

本 PPH 試行プログラムは 2018 年 4 月 1 日から開始され、双方の合意によって終了します。PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。PPH 試行プログラムを終了する場合は、その旨が公表されます。

### 第一部

#### トルコ特許商標庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

##### 1. 申請要件

(a) PPH を申請する日本出願および対応するトルコ出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) トルコ出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙1の図 A、B、C、H、I 及び J 参照)、又は、

(Case II) トルコ出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙1の図 D 及び E 参照)、又は、

(Case III) トルコ出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図 F、G、L、M 及び N 参照)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該日本出願および対応するトルコ出願が同一の PCT 出願の国内移行出願であること(別紙1の図 K 参照)。

(b) 対応するトルコ出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となるトルコ出願から派生した出願(例えばトルコ出願の分割出願又はトルコ出願に基づいて国内優先権を主張している出願(別紙1の図 C を参照))、PCT 出願の日本国内移行出願(別紙1の図 K、M 及び N 参照)があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてトルコ特許商標庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。トルコ特許商標庁によって、新規性あり、進歩性あり、かつ、産業上利用可能であると判断された請求項が、この試行プログラムにおける「特許可能と判断された」ものを意味する。

オフィスアクションは以下のものを含む。

## 第一部 トルコ特許商標庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

- (i) 調査報告書 (Search report)
- (ii) 1回目、2回目又は3回目の通知 (1st, 2nd or 3rd notifications)
- (iii) 審査報告書 (Examination Report)
- (iv) 特許査定 (Decision of grant)
- (v) 再審・評価部の決定 (Decision of Reexamination and Evaluation Board)

1回目、2回目又は3回目の通知は、第98条第3項に従って行われる、出願人に対するトルコ特許商標庁の通知です。これらの通知においては、出願及び関連する発明が知財法の各条に定める点を満たさないことが、以下の陳述によって出願人に通知されます。

新規性	あり	請求項
	なし	請求項
進歩性	あり	請求項
	なし	請求項
産業上の利用可能性	あり	請求項
	なし	請求項

例えば、トルコ特許商標庁における一の通知において、1以上の請求項が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の点で”あり”と述べられている場合、それらの請求項は明確に「特許可能」と識別されています。

**(c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応するトルコ出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。**

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項がトルコ出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲がトルコ出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、トルコ出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

トルコ特許商標庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、トルコ特許商標庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、トルコ出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

**(d) 当該出願に関し日本国特許庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。**

## 2. 提出書類

PPH に基づく申請を行う際、次の(a)~(d)の書類を PPH 申請様式に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を

PPH 申請様式中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記載例をご参照ください)。

**(a) 対応するトルコ出願に対してトルコ特許商標庁から出された(トルコ特許商標庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文<sup>1</sup>。**

翻訳文の言語として日本語と英語が利用可能です。

**(b) 対応するトルコ出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。**

翻訳文の言語として日本語と英語が利用可能です。

**(c) トルコ特許商標庁の審査官が引用した引用文献の写し**

引用文献が特許文献であれば、通常、日本国特許庁が有しているため提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が特許文献を所有していない場合は、審査官の求めに応じて当該特許文献を提出する必要があります。また、非特許文献は提出を省略できません。

引用文献の翻訳文は提出不要です。

**(d) 請求項対応表**

当該出願のすべての請求項と対応するトルコ出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(a)~(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

### **3. PPH 試行プログラムにおける早期審査の手続き**

日本国特許庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断します。日本国特許庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

当該申請が上記のすべての要件を満たさない場合には、不備事項が出願人に通知されます。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨が通知される前に、不足文書を提出する機会が出願人に与えられます。PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位を与えない旨を通告された後でも、出願人は新しい申請書において、PPH の再申請を行うことができます。

PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、日本国特許庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを申請者に通知します。

---

<sup>1</sup> 翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

#### **4. PPH 試行プログラムにおける早期審査申請のための PPH 申請様式の記載例**

##### **(1) 事情**

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。<sup>2</sup>

出願人は、当該出願が 1. (a) の(case I)～(case IV)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応するトルコ出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

※特許可能と判断された請求項を含む出願と、1. (a) の(case I)～(case IV)に該当する出願が異なる場合(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許可能との判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、1. (a) の(case I)～(case IV)に該当する出願との関係も記載してください。

##### **(2) 提出書類**

上記 2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

##### **(3) 注意事項**

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式 1、書面手続の場合は早期審査様式 2 となります)。

## **第二部**

### **日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ**

#### **1. 申請要件**

PCT-PPH の申請がなされた日本国特許庁への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

(1) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER はトルコ特許商標庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙 2 図(A')を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

<sup>2</sup> [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf)

国際調査報告 (ISR) のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。出願人が特許性について何ら釈明をしない場合、当該出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

(2) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

(Case I) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙2図(A), (A')及び(A''))参照)

(Case II) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙2図(B)参照)

(Case III) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙2図(C)参照)

(Case IV) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2図(D)参照)

(Case V) 当該出願は、上記(Case I) ~ (Case IV) のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2図(E1)及び(E2)参照)

(3) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(4) PPH が申請されている日本国特許庁における出願の実体審査が開始されていないこと。

## 2. 提出書類

PPH に基づく申請を行う際、次の(1)~(4)の書類を PPH 申請様式に添付して提出する必要があります。

なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を PPH 申請様式中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記載例をご参照ください)。

**(1)特許性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しとその翻訳文**

日本語と英語が翻訳言語として受け付け可能です。最新の PCT 成果物が PATENT SCOPE(商標登録)により、英語で提供されている場合、日本国特許庁によって要求されない限り、出願人は当該書類を提出する必要はありません(WO / ISA および IPER は通常、優先日の 30 ヶ月後にそれぞれ「IPRP 第 1 章」および第 2 章「IPRP 第 2 章」として入手可能)。

**(2)対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しとその翻訳文**

日本語と英語が翻訳言語として受け付け可能です。“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性有りと示された請求項の写しが英語で取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

**(3)対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し**

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

**(4)当該出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表**

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(1)～(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

**3. PPH 試行プログラムにおける早期審査の手続き**

日本国特許庁は、上記書類を添付した PPH 申請を受けた場合には、PPH に基づく早期審査の対象になる出願であるか否かを判断します。日本国特許庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

PPH に基づく早期審査のためのすべての要件が満たされた場合、日本国特許庁は申請者に PPH への申請が許可されたことを申請者に通知します。

**4. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の PPH 申請様式の記載例**

**(1)事情**

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。<sup>3</sup>

出願人は、当該出願が 1. (2) の (Case I) ~ (Case V) のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する国際出願の出願番号又は国際公開番号も記載する必要があります。

## (2) 提出書類

上記 2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

## (3) 注意事項

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式 1、書面手続の場合は早期審査様式 2 となります)。

---

<sup>3</sup> [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf)

## オンライン手続の場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

### 1. 事情

本出願はトルコ特許商標庁への出願(特許出願番号0000000)をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申請を行うものである。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

(提出を省略する物件)

(物件名) 対応トルコ出願に対して引用されたドイツ出願公開000000号公報

(物件名) 対応トルコ出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

提出を省略する物件を全て記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 対応トルコ出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 対応トルコ出願に対する\*\*年\*\*月\*\*日付の拒絶理由通知書の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 対応トルコ出願に対する\*\*年\*\*月\*\*日付の特許査定書の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 対応トルコ出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 引用非特許文献 1

添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。



【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

【添付物件】

【物件名】トルコ出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面  
【内容】

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

本出願の請求項	トルコで特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、対応するトルコ出願の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。

【物件名】 対応トルコ出願に対する\*\*年\*\*月\*\*日付の拒絶理由通知書の写し及びその翻訳文 1  
【内容】

当該書類を添付してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

【物件名】 対応トルコ出願に対する\*\*年\*\*月\*\*日付の特許査定書の写し及びその翻訳文 1  
【内容】

当該書類を添付してください。

【物件名】 対応トルコ出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1  
【内容】

当該書類を添付してください。

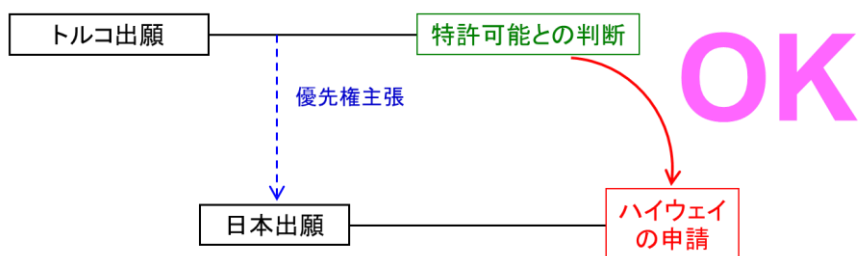
【物件名】 引用非特許文献 1  
【内容】

当該書類を添付してください。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

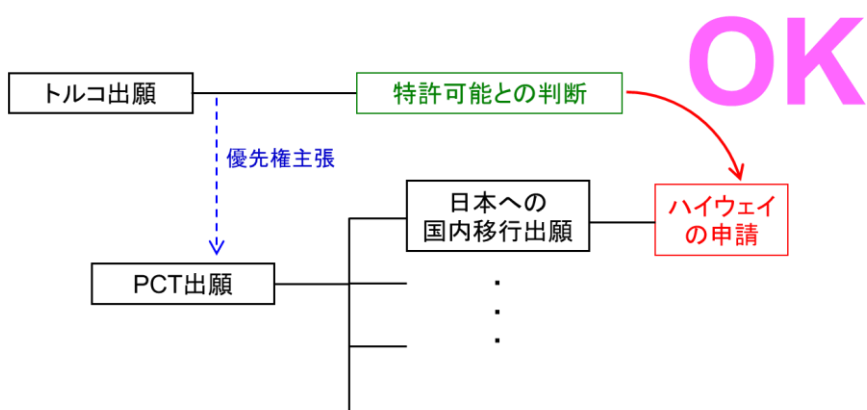
A

要件(a) (I)を満たす事例  
- パリルート -



B

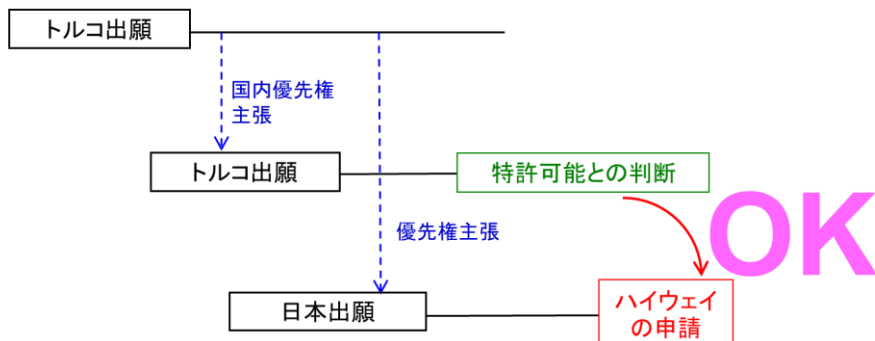
要件(a) (I)を満たす事例  
- PCTルート -



C

### 要件(a) (I)を満たす事例

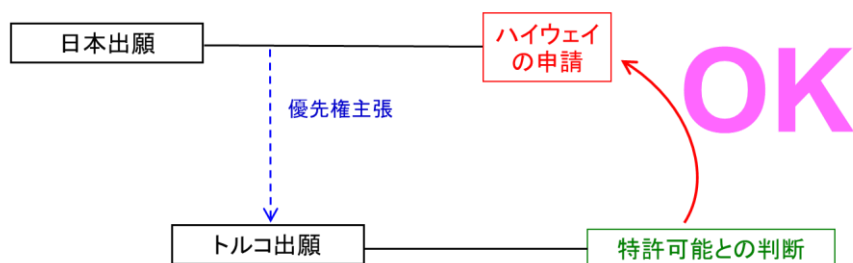
- PCTルート:国内優先権主張 -



D

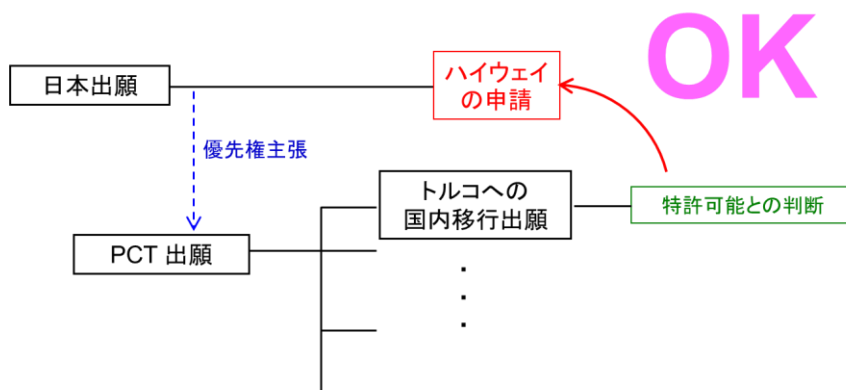
### 要件(a) (II)を満たす事例

- パリルート -



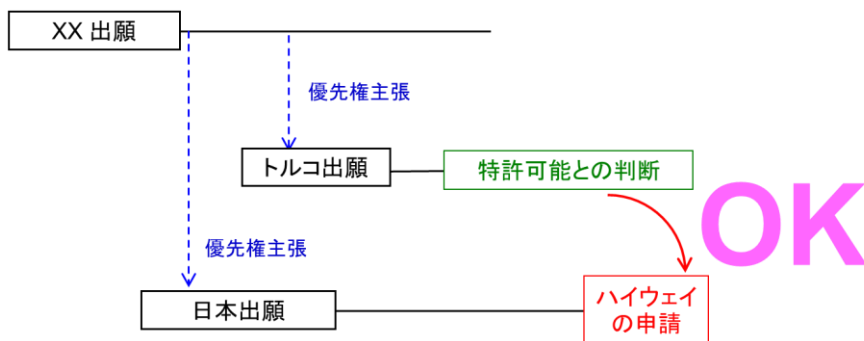
E

### 要件(a) (II)を満たす事例 - PCTルート -



F

### 要件(a) (III)を満たす事例 - パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

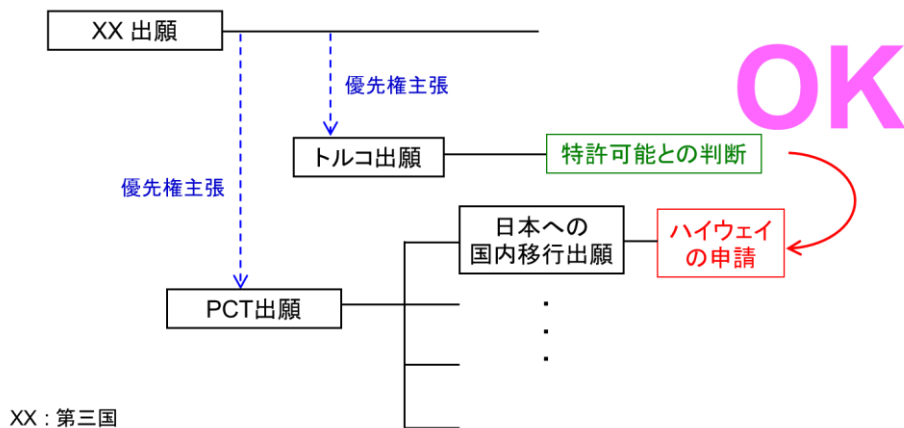


XX : 第三国

G

### 要件(a) (III)を満たす事例

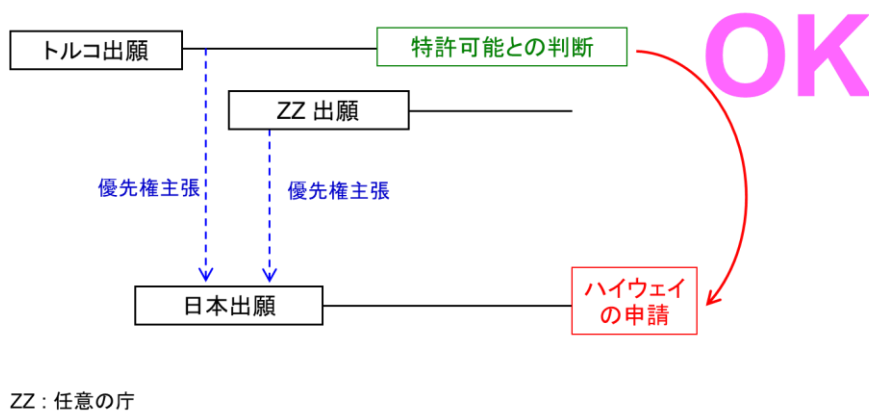
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



H

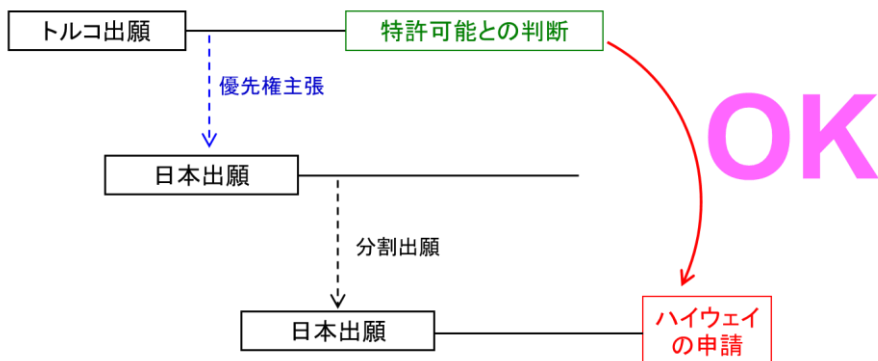
### 要件(a) (I)を満たす事例

- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



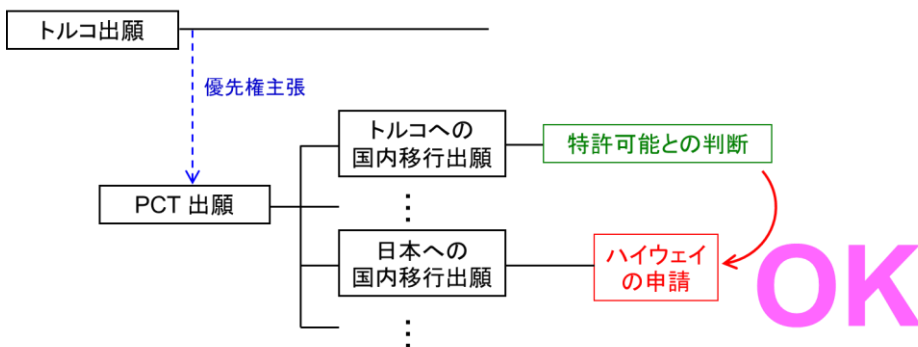
I

要件(a) (I)を満たす事例  
- パリルート:分割出願 -



J

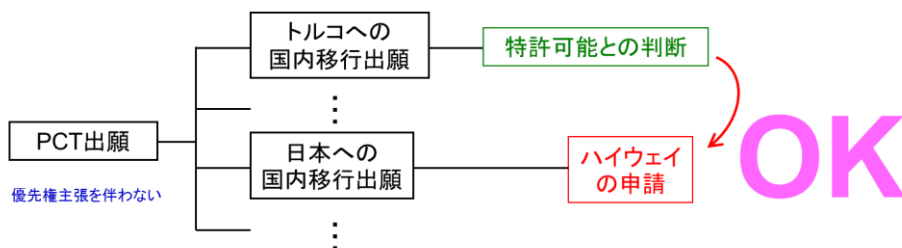
要件(a) (I)を満たす事例  
- PCTルート -



K

### 要件(a) (IV)を満たす事例

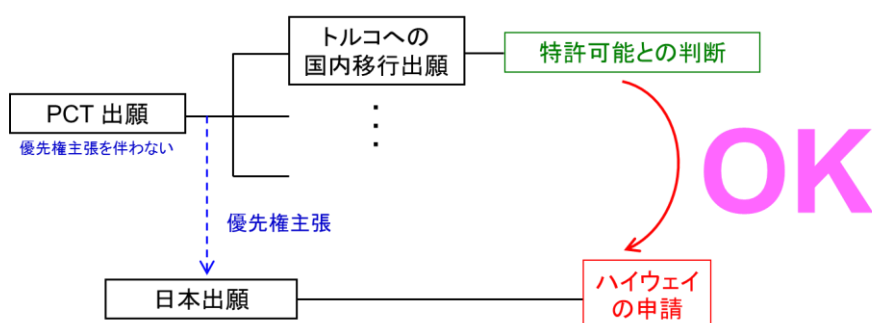
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



L

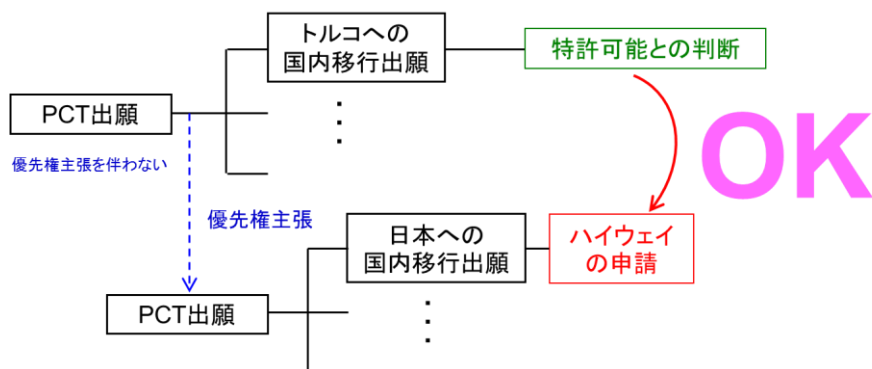
### 要件(a) (III)を満たす事例

- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



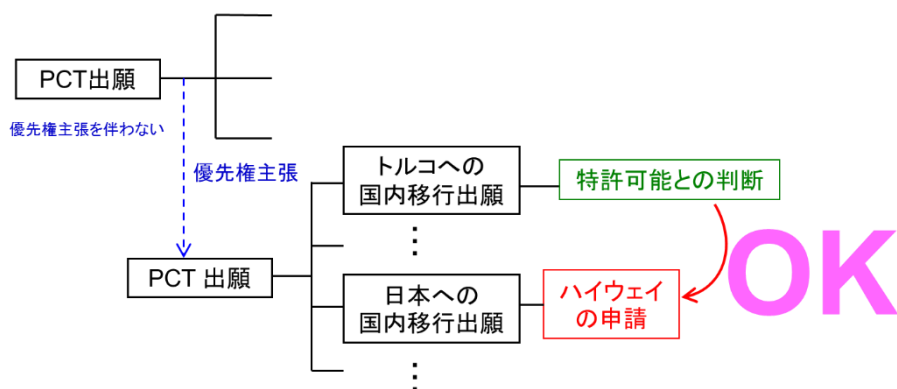
M

要件(a) (III)を満たす事例  
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

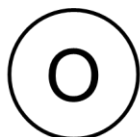


N

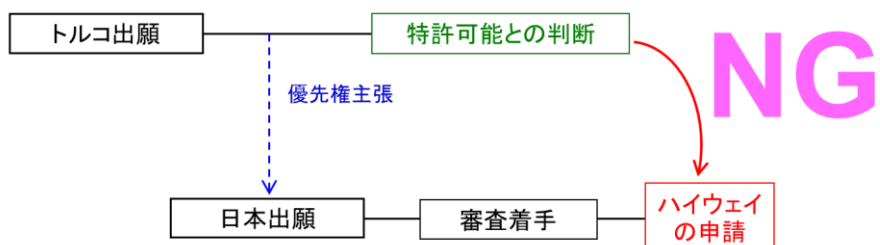
要件(a) (III)を満たす事例  
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



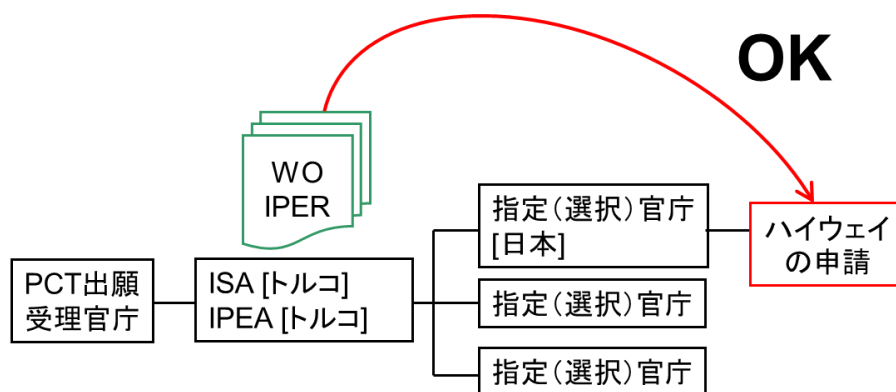




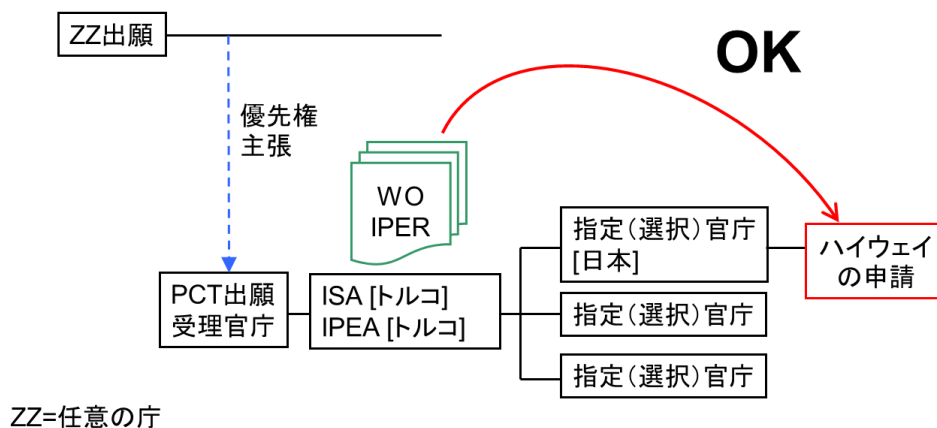
### 要件(d)を満たさない事例 - ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -



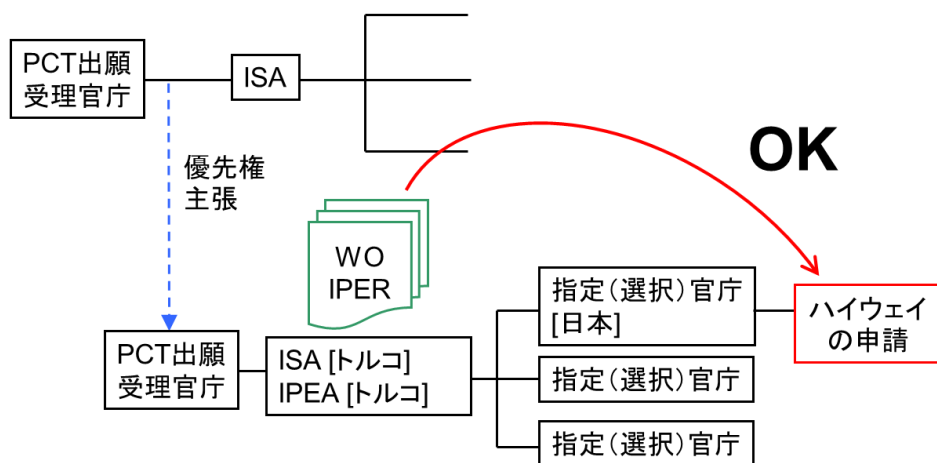
(A)当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



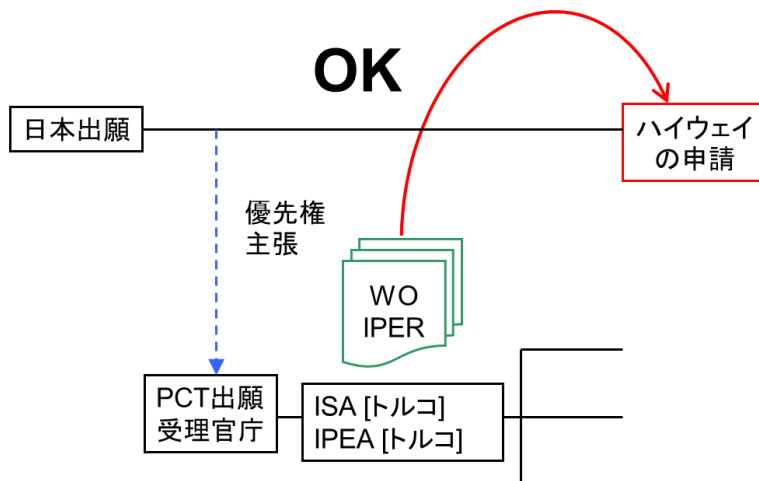
(A')当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。  
 (「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



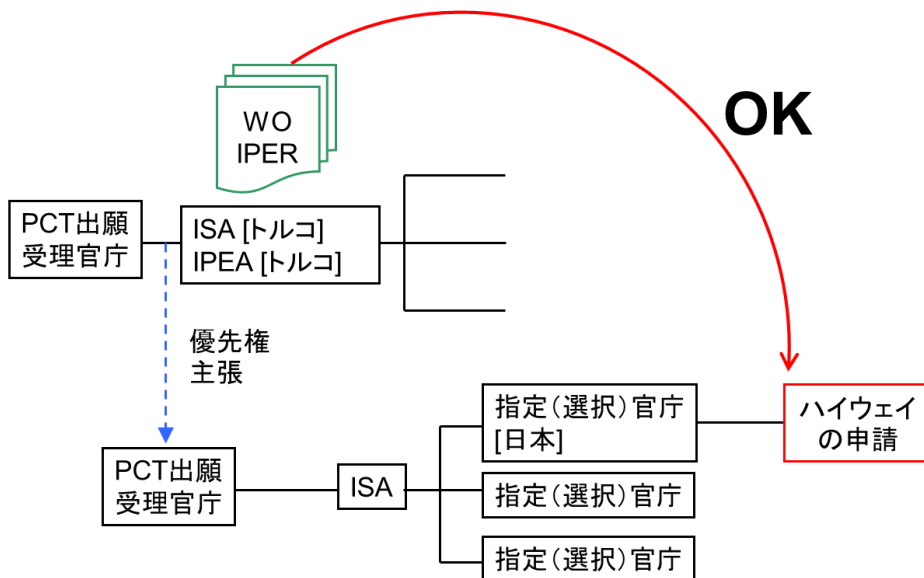
(A'')当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。  
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



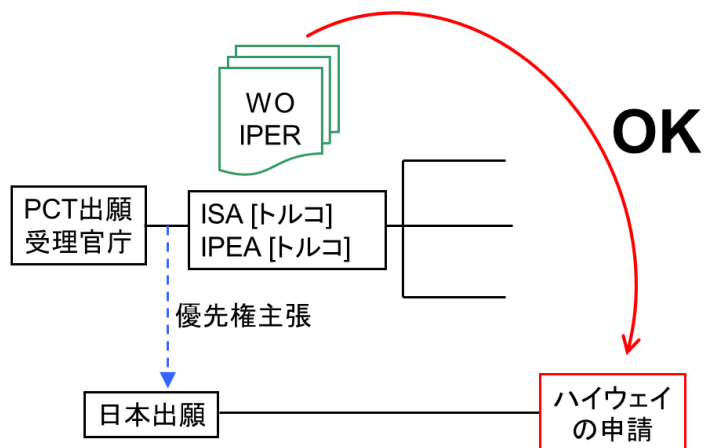
(B)当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



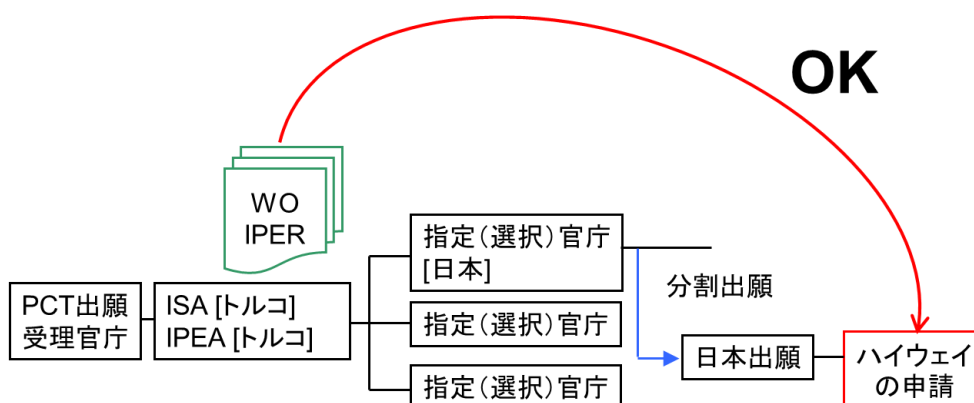
(C)当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



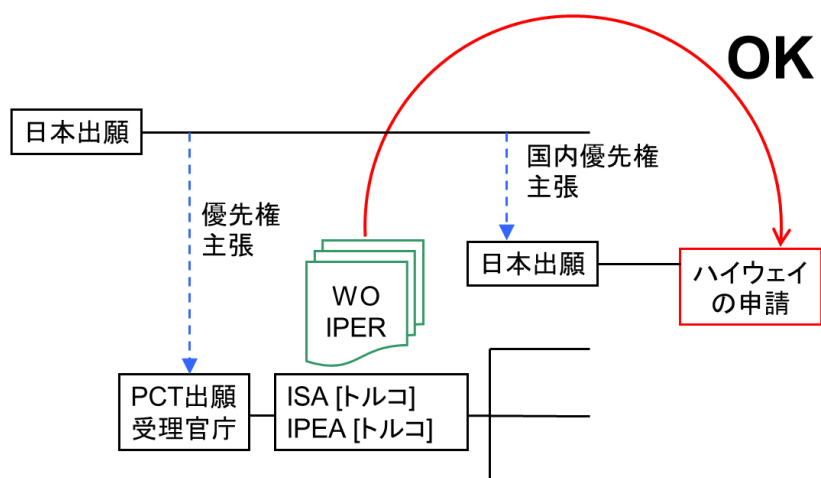
(D)当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内／パリ条約優先権主張の基礎とする。



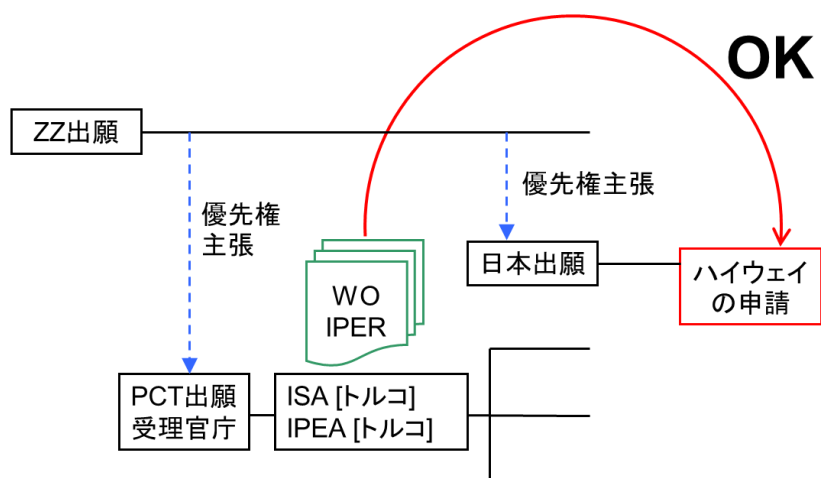
(E1)類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2)類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。



(E3)類型(B)に該当する出願を基礎として優先権を主張する出願である。



ZZ=任意の庁